

平成29年9月13日

帯広市新総合体育館整備運営事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、帯広市新総合体育館整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

現在の帯広市総合体育館は、昭和47年に併用を開始し、老朽化が著しい状況にあります。また、現総合体育館は地震等災害時の指定避難所となっており、大規模な地震に対応するため、抜本的な耐震化の必要が生じています。一方、スポーツを取り巻く国内環境の変化として、平成23年に施行されたスポーツ基本法、また翌年以降に国や北海道において策定されたスポーツ基本計画等を踏まえ、地方自治体におけるスポーツの環境整備が重要な課題となっています。さらに、多くの人々が利用しやすいよう施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化や、新たなスポーツ競技の受入環境の整備などの対応が求められています。こうした事情を背景に、現総合体育館を建替え、スポーツ活動の新たな拠点として新総合体育館（新総合体育館建物、駐車場・広場・修景施設等の外構の総称。）を整備するものです。

2. 対象事業者について

対象事業者名：とかちウェルネスファーム株式会社

※ 対象事業者は、本事業実施のために株式会社オカモト（代表企業、本社所在地：北海道帯広市）、萩原建設工業株式会社（本社所在地：北海道帯広市）、宮坂建設工業株式会社（本社所在地：北海道帯広市）、川田工業株式会社（本社所在地：北海道帯広市）、株式会社市川組（本社所在地：北海道帯広市）、東京ビジネスサービス株式会社（本社所在地：東京都新宿区）、及び一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団（財団事務所所在地：北海道帯広市）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上